

団体活動費助成規程

【目的】

第1条 この規程は、相生町内会（以下「本会」という）規約第34条の規定に基づき、本会と協力して活動する団体など（子ども会、老人クラブなど）に対する活動費助成を円滑に行うことを目的として定める。

【活動助成費】

第2条 本会は、本会規約第5条にある事業の達成にあたり、本会と協力して活動する団体に活動助成費を支給することができる。

【助成の決定】

第3条 活動助成に関する事項は本会執行役員会において審議し決定する。

2 次年度の支給対象団体及び支給金額は、各団体と協議の上、年度末までに本会執行役員会で決定し各団体に通知する。

3 年度途中で追加の助成費が必要となる場合、本会は当該団体と協議の上、支給について決定する。

4 本会は助成費を年度予算案として計上し、総会において承認を受ける。

【支給に関する報告義務】

第4条 助成費の支給を受ける団体は、助成費にかかわる事案について計画書及び報告書を提出する義務を負う。

（1）助成を受けようとする団体は、助成金にかかわる事案について、事業計画と予算案を本会に提出し、本会は総会で承認を受ける

（2）助成を受けた団体は、助成金にかかわる事案について、事業実績と会計報告を本会に提出し、本会は総会で承認を受ける

【委任】

第5条 この規則に定めるものの他に運用に必要な事項は、本会執行役員会が定める。

【規定の改正】

第6条 この規定の改正は、総会の議決により行う。

【附則】

令和5年3月5日制定のこの規程は、令和5年4月1日から施行する。